

統発 1124 第 1 号

健発 1124 第 2 号

平成 27 年 11 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房統計情報部長

(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

がん登録等の推進に関する法律に基づく死亡者情報票の作成について

がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号。以下「法」という。）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日に施行されることとなったところである。

法第 11 条においては、市町村長（指定都市にあつては区長とする。）は死亡者情報票を作成し、保健所の長に提出することとされている。さらに、保健所の長はそれを都道府県知事に提出し、都道府県知事は厚生労働大臣に提出することとされている。

この死亡者情報票に記録又は記載される情報は、がん登録等の推進に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 137 号）第 16 条において、人口動態調査令施行細則（昭和 23 年厚生省令第 6 号）様式第 2 号により届け出られた情報とされていることから、その作成事務の簡素合理化を図ることを考慮した措置として、人口動態調査の死亡票の作成及び提出することをもってこれに替えることができるものとする。

ついては、上記について御了知の上、貴管内保健所長及び市町村長（指定都市、中核市及び保健所を設置する市の市長並びに特別区の区長を含む。）への周知方お願いする。